3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字小沢六〇〇二、六〇〇三の一、六〇〇四の一、六〇〇八、六〇一〇から六〇一四まで、字弱地四四九七から四四九九まで、五九七一、五九七五、五九七六、五九七八、五九七九、五九八二から五九八七まで、字倉見五九八〇、五九八一、五九八九、五九九一から六〇〇一まで、字滝ノ沢五九三九の二、五九七二、五九七三、五九七四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小沢六〇〇四の一・六〇〇八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町久野脇字萩ノ沢一三〇四の二、字沢奥一三〇八の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県津山市阿波字大瀧三七〇二の一、字ヲナシ尾三七〇四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町坂本字上光川北三〇一四の三、三〇一四の一八、三〇一四の一九

㈠　指定の目的　水源の涵養

㈡　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　保安林の所在場所　岡山県新見市大佐大井野字仙谷二〇一二の一

㈠　指定の目的　水源の涵養

㈡　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町田淵字新田二二九二の一、二二九二の二、二二九二の四、二二九二の五、二三一〇の一、字堀田二三一一

㈠　指定の目的　水源の涵養

㈡　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区只来字ウテイ一二四七の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字東荒鼻五七七の三二・五七七の三八・五七八の三・五八〇の一・字西荒鼻七〇九の四七・七〇九の四八・字甘ヶ瀬二七五三の三〇・字琵琶ノ首二八一三の一・二八一五の四九・二八二六の一・二八二六の六・二八二六の八・二八二六の九・二八二九の一・二八二九の五・字